

# 第4次嘉麻市行政改革大綱

令和3年4月  
嘉 麻 市

# I 第4次行政改革大綱策定の趣旨

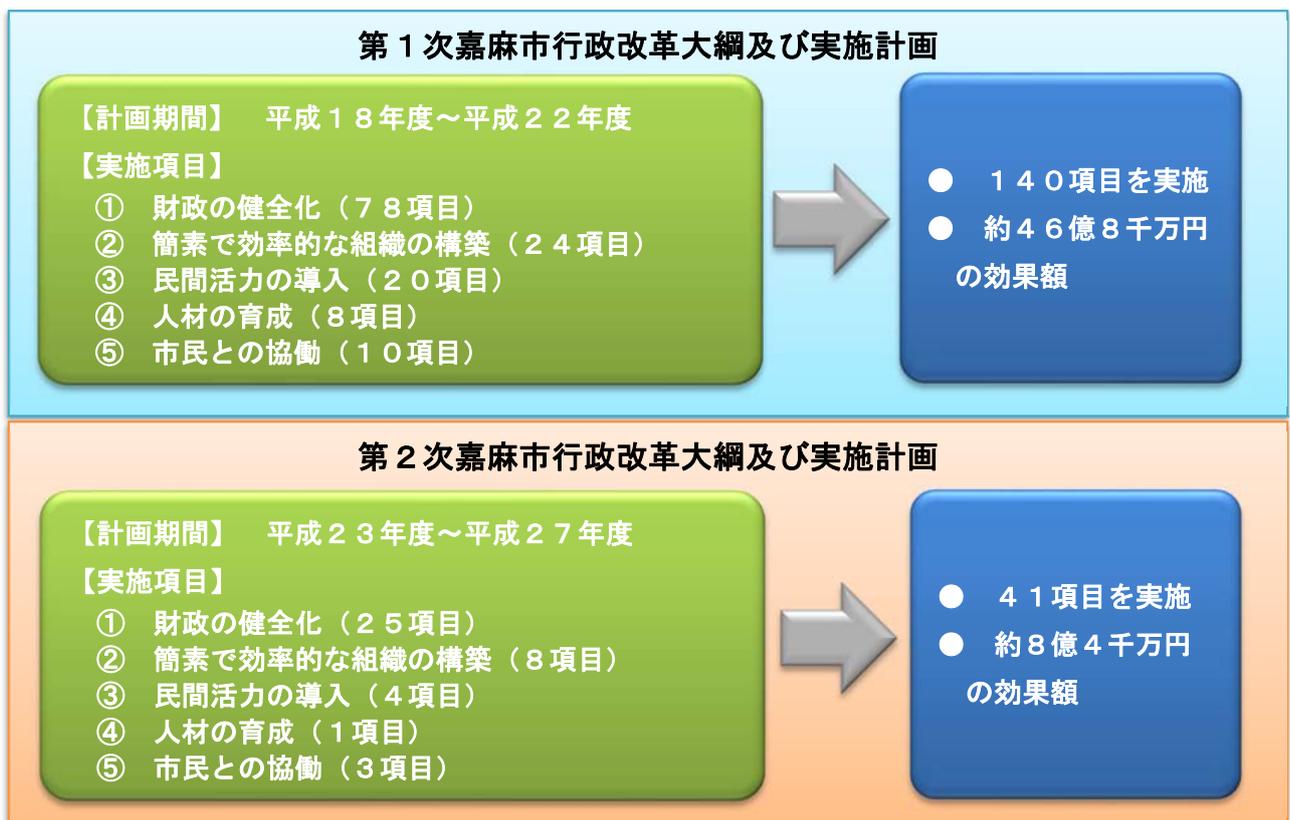
## 1 これまでの経過

本市は、行政サービスの維持向上や行政運営の効率化等を目的として、平成18年3月に1市3町の合併により新しく誕生しましたが、市税等の収入に乏しく、地方交付税や国・県からの補助金等に過度に依存した財政構造であったことなどから、合併当初から危機的な財政状況にありました。

このような中、確固とした行財政基盤の構築を図るため、平成18年以降、3次にわたり行政改革大綱及び行政改革実施計画を策定し、これに基づき、自主財源の確保、組織機構の見直し、職員定数の適正化、事務事業の見直し、職員の意識改革など、社会情勢や多様化する行政ニーズに的確に対応しながら、総合的かつ計画的な行政改革に継続して取り組んできたところです。

## 2 行政改革の成果

第1次、第2次及び第3次行政改革の取組により、一時懸念されていた財政再建団体への転落を回避するなど、一定の成果を得たところです。



### 第3次嘉麻市行政改革大綱及び実施計画

【計画期間】 平成28年度～令和2年度

【実施項目】

- ① 財政の健全化（16項目）
- ② 市民ニーズや行政需要に応じた効率的な組織の構築（4項目）
- ③ 事務事業の見直し（18項目）
- ④ 公共施設の見直し（6項目）
- ⑤ 人材の育成（5項目）
- ⑥ 市民との協働（2項目）



- 51項目を実施
- 約5億8千万円の効果額
- ※ 平成31年度末まで

### 3 さらなる改革の必要性

第1次、第2次及び第3次の行政改革の取組により、合併後から平成31年度までは財政収支の黒字を維持してきたところですが、今後の中長期的な財政状況の展望（参考：次ページの財政計画）では、人口減少に伴う税収の減少、さらには、加速する高齢化などに伴う社会保障経費の増加や、会計年度任用職員制度をはじめとする様々な制度改正に伴い、今後も引き続き厳しい財政状況が見込まれています。

このような中、本市が自立した自治体として持続的に発展するため、人口規模に見合った効率的な行政運営が求められます。

また、これまでの行政改革においては、事業の見直しや経費の削減などによる行政改革が重視されてきましたが、これまでの改革に加え、市民の利便性の向上及び行政の効率化を図るため、スマート自治体（※）の実現や働き方改革の推進など、時代の要請に応じた新たな発想による行政改革も求められています。

---

※ **スマート自治体** 総務省「地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びA I・ロボティクスの活用に関する研究会」により、次のとおり定義されています。

- (1) 人口減少が深刻化しても持続可能な形で行政サービスを提供し続け、住民福祉の水準を維持する自治体
- (2) 職員を事務作業から解放し、職員でなければならない、より価値のある業務に注力する自治体
- (3) ベテラン職員の経験をA I等に蓄積・代替することで団体の規模・能力や職員の経験年数に関わらず、ミスなく事務処理を行える自治体

以上を踏まえ、第3次行政改革終了後においても、第4次行政改革として引き続き行政改革に取り組むものとし、そのための指針となる第4次嘉麻市行政改革大綱を策定し、この大綱に基づいて計画的かつ積極的に行財政改革を推進します。

●嘉麻市財政計画(R2～R12)

R2.9月改訂

歳入の状況

単位:百万円

	激変緩和措置期間					一本算定期間									
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
地方税	2,816	2,874	2,916	2,943	2,943	2,927	2,911	2,896	2,875	2,855	2,835	2,816	2,796	2,778	2,759
地方譲与税	181	180	181	190	201	201	201	201	201	201	201	201	201	201	201
その他の交付金	736	754	754	749	898	879	877	877	876	874	873	872	870	869	869
地方交付税	10,506	10,136	10,318	9,921	9,856	10,170	10,132	10,108	10,107	10,099	9,748	9,756	9,693	9,554	9,387
分担金・負担金・使用料・手数料	813	780	768	735	702	688	684	681	678	674	671	668	665	662	658
国・県支出金	6,847	6,673	6,675	8,185	12,769	8,682	6,495	6,596	6,419	6,270	6,346	6,323	6,300	6,277	6,255
財産収入・寄附金・諸収入	709	621	670	723	969	788	788	788	788	788	788	788	788	788	788
繰入金	277	346	1,169	530	668	613	584	552	556	579	594	615	615	587	566
うち減債基金繰入金	161	209	279	249	291	380	351	319	324	346	361	382	383	354	333
繰越金	848	903	546	954	904	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債	2,915	2,471	3,476	4,938	2,767	4,103	3,866	3,231	1,423	466	455	455	455	455	455
うち臨時財政対策債	532	537	516	386	357	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳入合計	26,648	25,737	27,474	29,870	32,676	29,052	26,539	25,930	23,923	22,807	22,512	22,493	22,384	22,171	21,939

歳出の状況

単位:百万円

	激変緩和措置期間					一本算定期間									
	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
人件費	3,493	3,478	3,465	3,339	4,174	4,147	4,021	3,985	3,922	3,877	3,850	3,805	3,805	3,805	3,805
扶助費	7,874	7,797	7,577	7,646	7,404	7,304	7,264	7,225	7,186	7,149	7,112	7,076	7,041	7,007	6,973
公債費	2,327	2,227	2,407	2,331	2,478	2,854	2,829	2,771	2,725	2,665	2,680	2,692	2,629	2,461	2,225
物件費	3,711	3,770	3,781	3,616	3,053	2,897	2,916	2,883	2,883	2,883	2,883	2,883	2,883	2,883	2,883
維持補修費	316	265	244	215	205	226	237	248	259	270	280	291	302	313	323
補助費等	2,125	2,397	2,017	2,381	6,795	2,331	2,330	2,330	2,330	2,322	2,306	2,298	2,293	2,289	2,279
積立金(減債基金・学校建設基金除く)	206	57	59	73	92	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145
投資・出資金・貸付金	31	21	26	40	23	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22
繰出金	2,194	2,209	2,179	2,250	2,270	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,250
投資的経費	3,058	2,470	4,406	7,070	5,902	6,530	4,360	3,648	1,774	810	700	700	700	700	700
歳出合計	25,335	24,691	26,161	28,961	32,396	28,756	26,424	25,557	23,546	22,443	22,278	22,212	22,120	21,925	21,605
歳入－歳出	1,313	1,046	1,313	909	279	295	115	374	377	365	234	281	264	246	334

↓ R2以降の歳入－歳出は基金に積み立て

減債基金	408	501	359	0	229	245	65	324	327	315	184	231	214	196	284
学校建設基金	0	0	0	0	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50

基金残高	13,149	13,871	13,120	12,663	12,367	12,194	11,870	11,837	11,802	11,733	11,518	11,328	11,122	10,926	10,839
財政調整基金	3,562	3,716	3,186	3,195	3,213	3,247	3,280	3,314	3,348	3,381	3,415	3,449	3,482	3,516	3,550
減債基金	1,303	1,935	2,021	1,777	1,725	1,609	1,341	1,365	1,387	1,374	1,216	1,083	933	794	763
その他の基金	8,284	8,220	7,913	7,691	7,429	7,338	7,248	7,158	7,068	6,977	6,887	6,797	6,706	6,616	6,526

地方債残高	21,046	21,454	22,660	25,385	25,785	27,126	28,254	28,809	27,603	25,498	23,361	21,203	19,102	17,160	15,448
-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

全職員数	415人	404人	403人	397人	391人	388人	374人	370人	363人	358人	355人	350人	350人	350人	350人
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

※令和2年度以降は、普通交付税に臨時財政対策債相当額を含めて計上しています。

※端数整理(百万円単位)の関係で歳入、歳出、形式収支等が一致しないことがあります。

## II 第4次行政改革の基本目標

第4次行政改革は、合併優遇措置の終了による普通交付税の縮減や加速度的に進む人口減少等を踏まえ、具体的かつ、より実効性ある取組とし、「人口減少を見据えた行財政運営の効率化」を基本目標とします。

また、第1次、第2次及び第3次の行政改革に引き続き、中長期的には「自立した自治体としての確固とした行財政基盤の構築」を目指します。

なお、具体的な数値目標については、別に定める実施計画に設定するものとします。

## III 第4次行政改革の基本方針

基本目標を達成するために、第4次行政改革を推進するに当たっての基本方針を次のように定め、計画的かつ総合的に推進します。

### 1 財政の健全化

本市が自立した自治体として確固たる行財政基盤を構築するためには、計画的な財政運営と、地方交付税等の依存財源に過度に依存しない財政構造への転換が最も重要となってきます。

そのため、精緻な財務分析による財務マネジメントなどにより、経常的な経費の削減等を図るとともに、税等の徴収率の向上はもちろん、ふるさと納税の推進や基金・公金の効率的な運用など自主財源を確保することにより、財政構造の弾力化を図ります。

#### 【取組項目】

- 計画的な財政運営
- 自主財源の確保
- 歳出の削減

## 2 スマート自治体の実現

人口減少や高齢化が進む中、限られた財源や人員で、多様化・複雑化する行政ニーズに対応するため、前例踏襲の業務遂行に捉われず、RPA（業務の自動化）などの様々なICT技術を活用し、常に費用対効果を意識しながら、業務を抜本的に見直し、業務を効率化します。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、市民の生活は、これまでにない大きな変化を求められています。

行政手続のオンライン化や市税や公共料金等のキャッシュレス決済の導入、学校現場におけるICT等の利活用により、不測の事態においても持続可能な行政サービスを構築し、変化に対応した行政サービスの提供を行います。

さらに、市が保有する公共施設数や職員数を人口規模に見合ったものとするため、現在直営で管理運営している施設について、積極的な指定管理者の導入や民間委託等を活用し、職員定数適正化計画、公共施設等適正化基本方針に則り、職員数及びストックの適正化を図ります。

### 【取組項目】

- 職員数の適正化
- 事務の効率化
- アウトソーシングの推進
- ストックの適正化
- 行政手続のオンライン化（文書のデジタル化、電子決裁、テレワーク）
- 市税・公共料金等のキャッシュレス化
- 学校授業のICT等の活用

### 3 人材育成・働き方改革の推進

職員定員管理により職員削減が進捗する中、今後見込まれる行政課題や、複雑かつ高度な行政ニーズに的確に対応していくためには、多様で質の高い職員を確保・育成していくことが重要です。

そのため、人材育成基本方針や人事考課制度等に基づき、これまでの改革に引き続き、職員の人材育成を推進するとともに、職場の活性化を図ります。

また、多様で柔軟な働き方を導入することにより、職員の心と身体の健康を保持増進し、業務能率の向上を図ります。

#### 【取組項目】

- 職員の人材育成・能力開発の推進
- 働き方改革の推進

## IV 第4次行政改革の進め方

### 1 計画期間

この大綱による計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

また、この大綱に基づいた具体的な取組を推進するための実施計画を作成し、実施計画には、具体的な取組内容や実施年度、数値目標等を定めるものとします。

### 2 推進体制

第4次行政改革の取組は、本市行政経営推進本部（本部長：市長）を中心に全職員が一丸となって、総合的かつ計画的に推進します。

### 3 進捗管理

第4次行政改革の進捗状況については、本市行政経営推進審議会に定期的に報告

し、審議会の意見や提言等を受けるものとします。

また、計画期間中において、実施項目の追加等が生じた場合は、審議会の意見や提言等を受けたうえ、必要に応じ見直しを行います。

